

検討項目に関する現行計画の記載箇所一覧

検討項目	現行計画の記載箇所		記載内容
	景観まちづくり計画	景観形成ガイドライン 屋外広告物ガイドライン	
①新宿駅周辺の再開発におけるスカイラインに関する景観の方針	P21 II 広域的な景観の形成 (1) 超高層ビルの景観形成	P230【超高層ビルの景観形成ガイドライン】 1. 西新宿周辺では超高層ビル群としての統一感を持たせる ・都庁第一本庁舎を中心としたスカイラインを保持する	<p>■景観まちづくり計画 (P21)</p> <p>(1) 超高層ビルの景観形成</p> <p>西新宿周辺の超高層ビル群の景観は、新宿区を代表する特徴的な景観です。それぞれの建築物が単体としての個性を持ちながらも、超高層ビル群全体として統一感のある景観がつけられています。今後も超高層ビル群の周辺では、都庁第一本庁舎を中心としたスカイラインの形成や超高層ビル群全体として見た時の形態意匠の調和が図られるよう誘導していきます。また、一般市街地の中における超高層ビルについては、周辺景観や環境との調和を図り、新たな賑わいや良好な住環境の創出を図るよう誘導していきます。</p>  <p>西新宿周辺の超高層ビル群の景観</p>
②夜間景観の方針	※区分地区の景観形成基準に記載あり P33 (歴史あるおもむき外濠地区) P39 (粋なまち神楽坂地区)	<p>【屋外広告物に関する景観形成ガイドライン】</p> <p>P32 景観誘導項目「⑥昼間と夜間」</p> <p>【エリア別景観形成ガイドライン】</p> <p>P71 (1-4 四谷新宿通りエリア) P75 (1-6 四谷南・信濃町エリア) P87 (2-1 五軒町エリア) P88 (2-2 飯田橋・大曲エリア) P93 (2-4 神楽坂(路地・横丁)エリア) P103 (3-2 江戸川橋通り周辺エリア) P111 (3-5 柳町外苑東通りエリア) P119 (4-2 夏目坂エリア) P123 (4-4 余丁町周辺エリア) P129 (5-1 西向天神社エリア) P149 (6-2 早稲田大学周辺エリア) P155 (6-5 高田馬場駅周辺エリア) P157 (6-6 田島橋エリア) P159 (6-7 高田馬場西エリア) P165 (7-1 目白通り沿道エリア) P177 (7-7 神田川・妙正寺川エリア) P183 (8-2 西落合南エリア) P191 (8-6 上落合エリア) P193 (8-7 妙正寺川エリア) P227 (10-6 甲州街道沿道エリア) P229 (10-7 淀橋・十二社エリア)</p>	<p>■景観まちづくり計画 (P33、39)</p> <p>(歴史あるおもむき外濠地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外堀通り沿いでは、シャッター等は透過性の高いものとするなど、夜間景観に配慮する。</li> <li>夜間の景観に配慮し、周辺の景観に応じた照明を行う。特に、外堀通り沿いでは、魅力的な夜間景観の創出に配慮し、外濠の歴史あるおもむきと調和した照明を行う。</li> </ul> <p>(粋なまち神楽坂地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>魅力的な夜間景観の創出に配慮し、和の風情と調和した照明を行う。</li> </ul> <p>■屋外広告物に関する景観形成ガイドライン (P32)</p> <p>(景観誘導項目「⑥昼間と夜間」)</p> <p>・屋外広告物のデザインは、夜間の見え方についても十分検討する必要があります。照明に工夫を凝らすことで、昼の景観との違いを見せたい、賑わいの創出や夜間景観の演出にもつながります。</p>  <p>対象となる屋外広告物(参考)</p> <p>ビルや施設名称の灯り 屋上広告物の灯り 店舗の屋外広告物の灯り</p> <p>※主要な屋外広告物の種類を示しているものです。</p> <p>■エリア別景観形成ガイドライン (記述例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>夜間景観にも配慮し、シャッターは透過性の高いものとする。</li> <li>夜間景観に配慮した照明計画とする。</li> <li>夜間景観に配慮して、道路沿いに照明等を設置する。</li> </ul>

検討項目	現行計画の記載箇所		記載内容
	景観まちづくり計画	景観形成ガイドライン 屋外広告物ガイドライン	
③新たな広告物等による景観の方針	P23 III屋外広告物の景観の形成 (1)屋外広告物に関する景観形成方針	<p>【屋外広告物に関する景観形成ガイドライン】</p> <p>P38 啓発の視点</p> <p>(1)快適な都市空間づくり・ユニバーサルデザイン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>方策イメージの一つとして「デジタルサイネージによる多言語対応」が挙げられている。</li> </ul> <p>(地域別ガイドライン)</p> <p>P46 (3-1歌舞伎町地区)</p> <p>→大型ビジョン広告やデジタルサイネージの活用</p> <p>P54 (3-2外濠周辺地区)</p> <p>→可変表示式屋外広告物の表示・掲出は避けるよう努める</p>	<p>■景観まちづくり計画 (P23-24)</p> <p>②『多様な広告の景観誘導推進』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>景観事前協議による屋外広告物の誘導</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな媒体への対応</li> </ul> <p>可変表示式屋外広告物等の新たな広告媒体については、実状を踏まえながら適切な方法により取組みを進めます。</p> </div> <p>■屋外広告物に関する景観形成ガイドライン (地域別ガイドラインでの記述例) P46</p> <p>② 大型ビジョン広告やデジタルサイネージの活用など、広場を囲う面や視認性の高い壁面の魅力をつくる</p> <p>対象となる行為：<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建築物の新築等</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">屋外広告物の表示又は設置等</span></p>  <p>歌舞伎町のまちの構造をいかし、屋外広告物を活用した空間づくりを行う。</p>
④国際的な視点から見た景観形成の方針	※記述なし。	<p>【屋外広告物に関する景観形成ガイドライン】</p> <p>P10 1-3新宿区の屋外広告物による景観多様性、重層性、国際性、時代性</p> <p>【エリア別景観形成ガイドライン】</p> <p>P220 (10-7淀橋・十二社エリア)</p> <p>景観形成の目標</p> <p>国際的な創造交流拠点にふさわしい質の高いまちなみへ</p>	<p>■屋外広告物に関する景観形成ガイドライン (P11)</p> <p><b>国際性</b> 海外から多くの来街者を迎える国際都市として、日本を象徴する景観があります。</p>  <p>新宿三丁目交差点 新宿御苑</p>
⑤公共空間における景観形成の方針	P52 7景観重要公共施設の整備に関する事項 ・景観法に基づく「景観重要公共施設」の制度を積極的に活用していく。	<p>【屋外広告物に関する景観形成ガイドライン】</p> <p>P7 1-1公共空間における屋外広告物</p> <p>1-2都市景観と屋外広告物</p> <p>【エリア別景観形成ガイドライン】</p> <p>P65 (1-1四谷外濠エリア)</p>	<p>■屋外広告物に関する景観形成ガイドライン (地域別ガイドラインでの記述例)</p> <p>P65 (1-1四谷外濠エリア) ※四谷見附橋、迎賓館があるエリア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共空間の整備にあたっては、エリアのシンボルである四谷見附橋の意匠と調和を図る。</li> <li>若葉東公園等の公共空間は、左右対称性や広がりのある眺めの確保などに配慮する。</li> </ul>